

平成 24 年 3 月 21 日発効
平成 24 年 4 月 1 日施行

東 海 支 部 運 営 規 約

(設置)

第 1 条 情報処理学会定款第 52 条により、東海地域（愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県）に東海支部（以下「支部」という）を置く。

(目的・事業)

第 2 条 支部は、東海地域に在住または勤務する会員（以下「支部会員」という）の相互協力により、本会の目的達成のため、定款第 4 条に掲げる範囲において必要な事業を行う。

(支部の運営組織・構成)

第 3 条 支部に、次の東海支部運営委員（以下「支部運営委員」という）を置く。

- (1) 支部長：1 名
- (2) 副支部長：1 名
- (3) 支部幹事：6 名以内
- (4) 支部委員：30 名以内

2. 支部長、副支部長および支部幹事は、支部会員の内から互選し、理事会の承認を得るものとする。支部長および副支部長の任期は 1 年、支部幹事の任期は 2 年とする。支部長、副支部長および支部幹事の再任は認めない。
3. 支部委員は、主として支部会員の内から理事会の承認を得て支部長が委嘱する。支部委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
4. 支部長は、必要の都度、支部運営委員で構成される東海支部運営委員会（以下「支部運営委員会」という）を開催し、支部の円滑な運営業務を統括する。
5. 副支部長、支部幹事および支部委員は、支部長を補佐し、支部の業務を遂行する。

(支部の運営)

第 4 条 支部の運営は、理事会で承認された年度計画および予算により行う。

2. 支部運営委員会は、毎年指定された時期までに翌年度の事業計画案、予算案および事業報告を作成し、理事会に提出するものとする。
3. 支部運営委員会は、支部会員に対して支部の活動状況（諸事業の報告・計画、収支の状況、支部運営委員の構成等）を報告するものとする。

(附 則)

第5条 本規約は、理事会決議の日から発効し、2012年4月1日から施行する。

第6条 本規約の改廃は理事会の決議により行う。

第7条 本規約の施行により、従来の「東海支部規約」は廃止する。

第8条 本規約に定めるものの他、支部の運営に関する必要な事項は別に定める。

以上